

## 議案第 27 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 佐倉市立第二上志津学童保育所
- (2) 佐倉市立第三西志津学童保育所

#### 2 指定管理者となる団体

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 14 番 9 号

テルウェル東日本株式会社 代表取締役社長 三 和 千 之

#### 3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 30 日提出

佐倉市長 巖 和 雄